

令和8年度(1月～6月分) 東京都東京都運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策事業(4回目) についてのお知らせ

- 「東京都の燃料費支援(12000円)」の4回目です。
- 中央地区の**希望者を対象**に「申請の代行」をします。
- 今回の**支給額は「12,000円」**になります。
- この件は「4回目の東京都燃料費支援」と呼称します。

注意:令和8年1月1日以降に事業許可(譲受も新規も)を受けた新人さんとEV車・FCEV車の方は給付の対象外です。

ご自身で申請する方は↓こちらを参考にどうぞ、申請代行の意向は個別に確認いたします。

東京都運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策事業

https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kotsu_butsuryu/kotsuseisaku/kotsu_suishin/nenryou_koutou_taisaku

パターン1

過去に代行を依頼したことのある方は、こちらで書類をそろえます。
代行料1000円を健康診断の時にお支払いをお願いします。

パターン2

過去代行したことのない方は、
支援金振込先の銀行口座情報をご用意ください。
(通帳を開いたページのコピーもしくは、口座番号連絡書)
代行料1000円を健康診断の時にお支払いをお願いします。

下の申請に必要な書類の作成と提出(郵送)を全て代行します。

- 1・(第1号様式)燃料費高騰緊急対策支援金交付申請書兼状況報告書
- 2・(第3号様式)誓約書 各項目の□に✓を記入ください。
- 3・事業実施に係る許可書(一般乗用旅客自動車運送事業)の写しR8/6/30時点で有効な書面(認可書または個人タクシー事業の許可等に付した期限の変更通知書)
- 4・(第2号様式の3)申請対象車両一覧【タクシー事業者用】
- 5・自動車検査証記録事項(A4版タテ)の写し(車検証と同時に交付)
- 6・支援金振込先の口座に関する情報(金融機関名、口座番号、名義人等)が分かる書類(預金通帳等の写し等)

申請期限は令和8年8月31日です。(郵送の方は当日消印有効)

LINE等で代行を依頼されるか個別に確認いたします。連絡がありましたらご対応をお願いします。